

秋の家族旅行でも使えます！

宿泊助成のおしらせ

被保険者および被扶養者の宿泊に対し、1人年度内（4月～翌年3月）3泊を限度として1泊につき3000円（宿泊料金が3000円に満たない場合はその宿泊料金の範囲内）を補助しています。

*本事業のお申込みによって収集される個人情報、事業の実施に関する以外に使用されることはありません。

申請方法

次の4点を
当組合保健事業課へ送付ください。

- ① 保養施設補助金請求書（2枚1組）
事業所・利用責任者・受任者欄に押印し、振込口座（健保口）を記入してください。
- ② 保養施設利用者名簿
宿泊者全員を記入してください。なお、「保養施設利用者名簿」は組合ホームページよりダウンロードできます。
- ③ 領収書
領収書や振込伝票等の料金を支払った証明のできるもの。写しを提出する場合は「原本に相違ない」と記載し、事業所名称と捺印をしてください。
- ④ 明細書
領収書の内訳（宿泊料金・人数・宿泊数）が記載されているもの。また、ツアーご利用の場合は日程表の写しを添付してください。



宿泊助成



Q 平成29年5月3日～5月6日（3泊4日）の旅行で異なる宿泊施設を利用しましたが、施設ごとに補助金申請をしなければなりませんか？

A 異なる宿泊施設の利用であっても連続した宿泊の場合は、「保養施設補助金請求書」ひとつにまとめて補助金申請をしてください。

Q 「保養施設利用者名簿」には補助金対象者のみを記入するのですか？

A 当組合の被保険者および被扶養者でない員外者がいる場合についても「保養施設利用者名簿」には宿泊者全員を記入してください。

Q 夜行バスで車中泊をしましたが、補助の対象になりますか？

A バスは移動手段によるものなので、車中泊は補助の対象にはなりません。また、宿泊施設ではないキャンプ場のテント、24時間営業のサウナ、インターネットカフェ等についても同様に対象になりません。